

<対策のポイント>

海外における我が国優良品種等の無断栽培や模倣被害の防止のため、知的財産権（育成者権、商標権等）の取得や侵害への対策に必要な経費等を支援します。

<事業目標>

- 輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数（2カ国 [2027年度まで]）
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 海外品種登録の支援

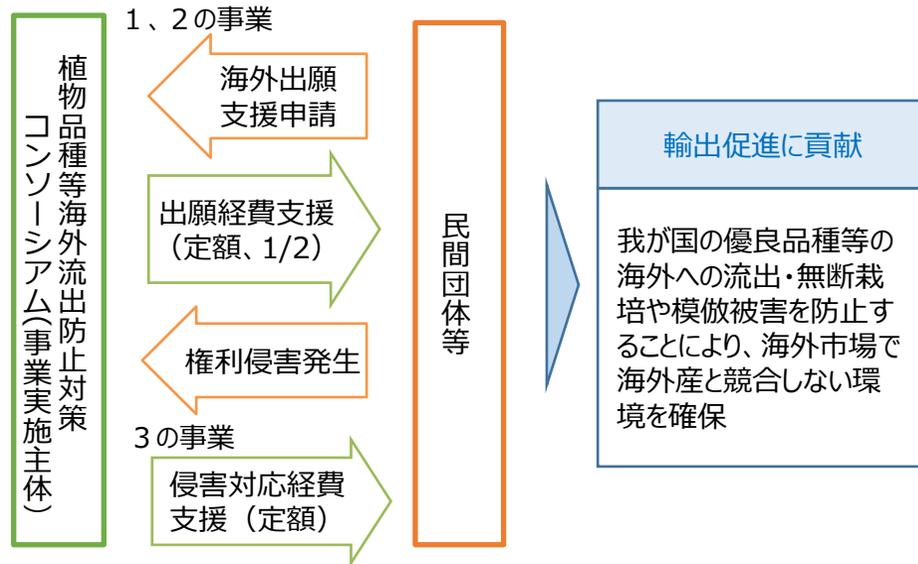
海外における品種登録（育成者権の取得）に必要な経費を支援します。

2. 海外商標登録の支援

日本産の農産物等の海外における商標権等の取得に必要な経費を支援します。

3. 海外侵害対策の支援

海外における我が国優良品種の無断栽培や日本産の農産物等の模倣被害に対応するため、育成者権、商標権等の侵害に対する証拠収集、警告、訴訟等の対応を支援します。



<事業の流れ>

